

令和2年度税制改正を踏まえた登録美術品の範囲に 生存中制作者の美術品を対象とすることについて

1. 概要

- 優れた美術品の美術館における公開を促進し、国民の鑑賞機会を拡大することを目的として、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」が平成10年に成立し、登録美術品制度が発足した。これまでに83件（9, 237点）の美術品が登録された。
- 「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」である国内所在の優れた美術品が登録対象とされている。ただし、制作後一定期間を経て評価が定まったものを対象とすることから、制作者が生存中でないものが要件とされている。
- 一方、制作者が生存中であっても、世界文化の見地から優れた価値を有すると認められている作品も多い。現代美術作品においても、優れた美術品の鑑賞機会拡大に資することは言うまでもなく、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する」と認められた作品については、登録美術品の登録対象とすることは適当であることから、令和2年度の税制改正において、登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品を追加することとされた。

2. 令和2年度税制改正

- 優れた美術品の一層の公開促進のため、相続税の物納について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加える。

登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度～
	・関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを追加		関係法令の整備後（令和2年度中目途）

3. 登録美術品制度の特性について

現代美術作品を登録美術品の対象とすることに際して、以下の登録美術品制度の特性を踏まえることが必要。

趣旨：優れた美術品の美術館における公開促進とこれに伴う国民の鑑賞機会の拡大

制度の仕組：所有者からの申請に基づく登録・取消

→形式要件が揃っていれば、申請を受け付け登録の可否を審査しなければならない。

→登録取消申請も、所有者の自由意志でいつでも申請可能。取消申請の制限はなし。

法律第6条第1項「登録の取消しの申請があったときは、登録美術品についてその登録を取消さなければならない。」

○登録取消手続きが行われる場合

- 1、所有者から取消申請があったとき
- 2、登録美術品が登録基準を満たさなくなった（価値が失われた）と認められるとき
- 3、所定の期限内に登録美術品公開契約を締結しないとき・美術館に登録美術品を引き渡さないとき
- 4、美術館において公開されていないと認められるとき
- 5、登録美術品公開契約が終了したとき
- 6、不正の手段で登録を受けたとき

※美術品の公開促進・鑑賞機会の拡大を目的とした制度であるが、一度も公開されていなくとも（登録直後等でも）取消申請が可能。

※制作者にかかる事情の変更は取消要件にはない。

美術品の定義：「絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう」
→音・光・ダンスといった無形の表現や不動産は本制度の対象外」

登録対象・基準

- 国宝・重要文化財に指定されたものであり、絵画・彫刻・工芸品・文字資料・考古資料・歴史資料・複合資料のいずれかの種別に該当するもの。
- 「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」であり、かつ制作者が生存中でないものであって、絵画等の種別ごとに定められた基準に合致するもの。
- 種別ごとの基準／制作が優秀なもの
- 史上特に意義があるもの
 - 学術上に特に意義があるもの
- 現代美術では、必ずしも既存の種別分類に合致しない作品も存在する。

美術館における公開

- 登録された美術品は、国内の登録博物館ないし、博物館相当施設に登録・指定されている施設のうち、美術品の公開・保管を行う美術館へ引渡し、登録美術品公開契約を締結して公開しなければならない。
- 公開計画・状況は、契約美術館より文化庁へ届出。美術館において公開されていない場合は、取消対象となる。

※登録美術品公開契約の要件：

5年以上の期間有効+当事者が解約の申し入れができない定めがあること

→一般の寄託契約よりは安定。ただし、5年の契約期間内に所有者より作品引き取りの意向が示され、美術館が合意し、合意による契約解除をする事例は少なくない。

税制上の優遇措置

- 登録美術品に登録されることで、美術品の物納順位が第3位から第1位に繰り上げられる。
- 所有者に相続が発生した場合、所有者が物納申請を行い、税務署に認められれば、相続税の一部ないし全部を登録美術品で物納（納税）することが可能となる。
- 相続発生後、承継人からの申請により、文化庁は登録美術品の相続発生時点の時価での価格評価を行うことができる。
- 物納された美術品は国有品として管理され、原則公開契約を結んでいた美術館に無償貸与され、同館で公開が継続される。

→国有品として、長く保存・公開され国民に鑑賞されることが想定されている。

一方で、現代美術の作品は、長期の保存を志向せずに、不安定な素材で制作されている作品がある。中長期の保存が困難な作品の本制度への適用の検討は必要。

長期保存をめざす場合、不安定な素材の現代美術作品は保存・公開の専門的な知識・技術がむしろ必要とされる。